

ナイスハートふれあいフェスティバル 2025（仮称）

ナイスハート美術展（一般の部）実施要領

1 作品の種類

- （1）出品作品は、絵画の部、書道の部、写真の部、陶芸・工芸の部の4部門とする。
- （2）出品作品は、障害者が自主制作したものとし、過去に展覧会等に出品した作品は除くものとする。
- （3）出品作品は、1人または1グループにつき1点のみとし、1施設の最大出品作品は合計50点限りとする。
- （4）枠装（額装）、表装などいずれも展示可能な状態で出品をする。

2 作品の大きさ

- （1）絵画：110 cm×130 cm以内（額縁等を含む）
 - （2）書道：180 cm× 80 cm以内（仮巻等を含む）
 - （3）写真：100 cm×100 cm以内（額縁等含む）
 - （4）陶芸・工芸：幅×奥行×高さ 各々1辺が100 cm以内
- ※ 合作の場合等についても上記大きさと同様とする。
- ※ なお、各作品に定められた大きさを超える作品は、受け付けません。

3 申込方法

- （1）出品を希望する者は、様式2「ナイスハート美術展（一般の部）出品申込書」（以下「出品申込書」という。）により、居住地の市町村障害福祉担当課長、又は利用している障害福祉施設長に申し込むものとする。
- （2）市町村障害福祉担当課長、又は利用している障害福祉施設長は、（1）により出品を希望する者があった場合、出品申込書を取りまとめ、様式3「ナイスハート美術展（一般の部）作品出品物一覧表」を、茨城県障害者スポーツ・文化協会あて令和7年10月3日（金）までに提出するものとする。**※17時必着（FAX不可）**

申込み期日を過ぎてからの申込みはいかなる理由であっても受付いたしません。期日の厳守をお願いいたします。

※申込書の送付後は、必ず電話連絡のうえ送付の確認を行う。

申込先：〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番6（県庁13階）

茨城県障害者スポーツ・文化協会

Tel029-301-3375 FAX029-301-3378

4 搬入

- (1) 出品する作品には、様式4「作品カード（展示用、作品添付用、本人控え）」を添付し、展示可能状態で搬入するものとする。

作品カード（展示用）は作品の表面正面に、作品カード（作品添付用）は、作品の裏側に貼った状態で搬入すること。テープ留めでは剥がれてしまう恐れがある作品は、剥がれないよう工夫をし、搬入することとする。（例：布製品は安全ピンで留めるなど）

絵画・書道・写真、陶芸・工芸（壁掛け展示希望）については壁掛け展示をしますので、展示パネルフックに掛けられるよう紐等を作品に付属させ搬入するものとする。紐等が付属していない場合は、展示パネルに画鋸留めをする場合がありますのでご了承ください。

作品カード（本人控え）は、搬出の際に使用いたしますので、搬出まで各自で保管し、搬出の際に持参してください。

- (2) 搬入日時 令和7年12月2日(火)

※搬入時間については、申込締切後、申込団体数により調整をおこないます。詳細が決定次第、申込団体にお知らせいたします。

- (3) 搬入場所 ザ・ヒロサワ・シティ会館集会室5・6号

5 設営・展示

- (1) 作品の展示会場は、事務局にて事前に設営する。
(2) 4により搬入された出品作品の展示については、事務局にて行う。

6 搬出

- (1) 作品の搬出は、様式4により切り離された「本人控えカード」と引換えとする。

- (2) 搬出日時 令和7年12月8日(月)

※搬出時間については、申込締切後、申込団体数により調整をおこないます。詳細が決定次第、申込団体にお知らせいたします。

- (3) 搬出場所 ザ・ヒロサワ・シティ会館集会室1号から4号

- (4) 事務局の指示により、搬出者自らの責任のもとで、速やかに展示パネルから作品を外し、搬出するものとする。

7 審査・表彰

- (1) 展示された作品について、特に優れている作品に対し、表彰を行うものとする。
(2) 表彰に係る規程については、別途定める。
(3) 各賞に選出された作品に対して、作品搬出時に賞状を授与する。
(4) 第三者の肖像権、著作権等（アニメのキャラクターや有名人等など）及びそのほかの知的財産権に抵触する作品は審査の対象外とします。これらの権利を侵害するものと認められる作品は、入選決定後でも入選を取り消すことがあります。

8 その他

- (1) 審査及び展示に対しての異議は受け付けない。
- (2) 不慮の災害、事故等による作品の損傷については、損害賠償責任を負わないものとする。
- (3) 出品作品の著作権は出品者に帰属するが、主催者は出品作品を審査結果の発表及び広報のため等に、無償で展示及び複写する権利を有する。
- (4) 入賞作品は、「障害のある方が創った作品展」として、後日、県内3か所等（茨城県庁2階、県北生涯学習センター、鹿嶋勤労文化会館等）にて展示をおこなう。